

販路拡大支援事業補助金

市内の事業所等が自社製品・技術等の販路拡大を図るため、自社もしくは他社が開催する展示会や見本市等に出展する場合に必要な経費の一部を補助します。

区 分	内 容
補助対象者	市内に事業所を有する中小企業の事業主等
補助対象経費	1.国内出展 出展料、出展時用品レンタル料、展示装飾費、会場借上料、車両借上料（レンタカーに限る。）、運送料及び広告宣伝費 2.海外出展 上記のほか、渡航費、通訳雇用費 ※消費税は補助対象外となります。
補助金額	1.補助対象経費の2分の1。ただし、国内出展の上限額は5万円、海外出展の上限額は10万円です。 2.前項により算定した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
採択基準	同一年度内における同一の事業主の申請は1回限りです。
補助金の申請方法	事業を開始する前に、 次のものを十日町市産業政策課へ提出してください。 ・補助金交付申請書（様式第1号） ・事業計画書（別紙2） ・実施する事業の内容、対象経費がわかる見積書 ・主催者が発行する出店許可証や申込受理書などの写し ・直近の納税証明書
事業の完了報告	事業が完了したら、次のものを十日町市産業政策課へ提出してください。 ・補助金実績報告書兼請求書（様式第7号） ・実績報告書（別紙6） ・催事の写真 ・補助対象経費の支払いが確認できるものの写し（領収書等）
留意事項	他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とします。他の補助機関では、複数の団体からの補助金併用を不可と定めている場合がありますのでご注意ください。

【お知らせ】

9月末までに申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を一旦中止させていただき、10月以降、予算の調整ができ次第申請を再開します。ご了承ください。

【お問合せ先】十日町市役所 産業政策課（電話：025-757-3139）

令和7年4月1日版